

## 建築士制度小委員会（第3回）議事要旨

日 時：平成19年7月27日（金）13:30～15:30

場 所：国土交通省合同庁舎2号館共用会議室2A・2B

出席者：村上小委員長、木原委員、河野委員、久保委員、笹田委員、服部委員、藤本委員、牧村委員、町井委員、三栖委員、野城委員

### 〔議事要旨〕

- 前回議事要旨の確認を行った。
- 5名の委員より、講習制度に関し、論点整理のためのプレゼンテーションがあった。
- 国土交通省より、講習制度に関して論点整理の説明があった。
- 上記説明に関し、委員より、以下の発言があった（プレゼンテーションにおける意見も含む）。

### 《定期講習に関して》

- ・ 大規模な講習となることから、講習実施主体側の効率性、建築士側の過剰な負担を避けるためにも、講習は1日で行えるようにすべき。
- ・ （講習は1日で行えるようにする一方で）自己研鑽の観点から、法定団体である建築士会、建築士事務所協会等の研修や各団体独自に行っているCPD制度などを上手く組み合わせることが必要。

### 《構造／設備設計一級建築士講習等に関して》

- ・ 設備設計一級建築士の設計能力は建築設備士の設計製図試験と同等にすべき。
- ・ 実務経験の確認、法適合性能力の確認、設計能力の確認が必要。
- ・ 建築設備士等については、講習の一部免除も考えられるのではないか。
- ・ 構造設計と設備設計で講習の仕組みは概ね同じでよいが、能力の確認方法など一部で、構造設計と設備設計で仕組みが異なることもあり得る。
- ・ 当初の講習、定期講習ともに、実務経験の確認を重視し、できるだけ建築士の受講負担を軽減すべき。実務経験の確認が何よりも重要。

### 《管理建築士講習に関して》

（定期講習と同様の議論が行われた。）

### 《その他》

- ・ 法定講習と各団体の研修やCPDの関係は、まさに官と民の役割分担。義務付けすべき講習

の内容・水準と、自己研鑽のための研修等の内容・水準は自ずから異なるものとなる。

- ・ 講習内容や審査内容等が情報公開され、講習機関の自己規律性が間接的に担保される仕組みとすることが重要。
- ・ （講習内容や審査内容等の情報公開を前提に）第三者的に講習機関に対し警鐘を鳴らす仕組みが必要。悪貨が良貨を駆逐することがないように留意する必要。
- ・ 実務経験の証明について、管理建築士が行うというだけでなく、もう少し研究すべき。
- ・ 建築界全体が社会から大きな批判を受けて、きちんとした建築士制度を再構築すべきというのがスタートライン。社会からの信頼回復が十分図られるような制度設計でなければいけない。